

教育長の臨時代理による事務処理の承認について

教育長の臨時代理による事務処理について、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり行ったので、同規則第3条第1項の規定により報告し、承認を求める。

記

1 教育長の臨時代理による事務処理の内容

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業

2 教育長の臨時代理による事務処理の理由

令和2年2月28日付元文科初第1585号文部科学事務次官通知を受け、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について、本年3月2日からの臨時休業の決定が必要となるが、同日までに教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため。

3 臨時休業期間

令和2年3月2日(月) 午後～令和2年3月13日(金)

4 期間の延長

臨時休業期間を延長する場合には3月11日(水)までに判断することとする。

5 臨時休業の理由

新型コロナウイルス感染症に対し、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間に集まることによる感染リスクに予め備えるため。

6 その他

このことについては、中野区教育委員会の権限に属する事務処理の臨時代理に関する規則第2条第2項の規定に基づき、令和2年2月28日付31中教学第1928号により、教育委員会の委員あて通知している。

31中教指第4706号
令和2年(2020年)3月2日

各幼稚園長様
各小・中学校長様

中野区教育委員会
教育長 入野 貴美子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業について（決定通知）

このことにつきましては、令和2年2月28日付 31中教指第4680号にてお知らせしたところでありますが、令和2年2月28日付 31中教学第1928号により、「中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則」第2条第1項第1号に基づく教育長の臨時代理によって、中野区立小中学校・幼稚園の臨時休業が決定したのでお知らせします。

つきましては、貴職下教職員への周知及び各家庭への通知をお願いします。

記

1 臨時休業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、子どもたちの健康と安全を確保する。

2 臨時休業期間

3月は1年のまとめの時期であり、卒業式や修了式を控えた子どもたちにとって大切な時期であることと、共働き世帯の多い中野区の家事情等を鑑みて、現時点では以下のとおり決定する。

令和2年3月2日（月）午後から3月13日（金）まで

※3月11日（水）午後時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、3月16日（月）から授業を再開するのか、臨時休業を延長するのかを決定する。

※3月16日（月）から授業を再開する場合、給食を提供できるかどうかは現時点では未定であるため、このことについても後日通知する。

※遊び場開放は、長期休業日と同様に実施する。

3 周知方法

別添の保護者宛通知及び別紙「児童・生徒のみなさんへ」（児童・生徒向け教育長メッセージ）を各校・園で印刷の上、3月2日（月）に配布する。

4 休業期間中の配慮（31中教指第4680号の内容も参照すること）

(1) 幼児・児童・生徒へ

- ・必要に応じて各家庭への電話連絡や家庭訪問を行う。
- ・行き場がなく困っている等配慮や支援が必要と判断する児童・生徒に対して、学校

で自習や読書を行わせたり、持参した弁当を食べさせたりするなど、学校・園で過ごすことができるようにする。

- ・幼児・児童・生徒本人及び家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、必ず学校に連絡させ、保健所や教育委員会に報告する。

(2) 教職員へ

- ・交代で休みをとったり、時間休暇などによりオフピーク通勤をさせたりして、感染防止と健康増進を促進する。
- ・校長が認めた場合は自宅勤務も考える。この場合、校長は事前に業務内容の把握と事後に成果の確認を行うとともに、当該職員には始業時と終了時に電話連絡をさせる。自宅勤務を行っている場合は、勤務中外出はできない。
- ・教職員本人及び家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、必ず校長に連絡させ、校長は保健所や教育委員会に報告する。

5 授業再開時の配慮

(1) 健康観察と感染症予防の徹底

- ・朝夕の検温を必ず行わせ、幼児・児童・生徒本人及び家族に発熱や体調不良がある場合は登校を控えさせる。登校後であれば保護者に連絡してすぐに帰す。
- ・学校・家庭で、手洗いやうがい、マスク着用、手指消毒、換気などを励行する。
(咳エチケットについても指導する)
- ・できる限り大人数が密閉空間に集まらないように配慮する。

(2) 差別やいじめが起こらないようにする配慮

- ・国籍による偏見はもちろん、本人又は家族が感染により差別やいじめの対象とならないよう指導を徹底する。
- ・教職員の不用意な発言や態度に気を付ける。

(3) 欠席への配慮

授業が再開された後、保護者の申し出により、新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由として児童・生徒が登校を控える場合は、計画的に学習課題等を与え、それを確認することにより、欠席扱いにしないようにする。

6 その他

- ・臨時休業期間が延長された場合でも、卒業式・閉校式・修了式（学年最終連絡日）は縮小した形で実施する予定である。
- ・臨時休業期間、学童保育や幼稚園での預かり保育は実施するが、適応指導教室は閉室する。教育相談室については、通常通り実施する。

【担当】教育委員会事務局学校教育課
学校経営支援係 小原
内線6228
教育委員会事務局指導室
主任指導主事 所
内線6421

令和2年(2020年)3月2日

中野区立幼稚園
中野区立小・中学校
保護者の皆様

中野区教育委員会
教育長 入野 貴美子

中野区立学校における臨時休業の決定について

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大に際し、中野区教育委員会並びに中野区立学校・幼稚園の対応にご理解・ご協力をいただき、深く御礼申し上げます。

既に先週金曜日に通知させていただきましたが、その時点で未定だった臨時休業期間等を下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

また、別紙「児童・生徒のみなさんへ」（児童・生徒向け教育長メッセージ）も、各ご家庭でお子様とご覧ください。

記

1 目的

新型コロナウイルス感染の拡大を防止するとともに、子どもたちの健康と安全を確保するために行います。

2 臨時休業期間

令和2年3月2日(月)午後から3月13日(金)まで

※教育委員会では、3月11日(水)午後時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、3月16日(月)から授業を再開するのか、臨時休業を延長するのかを判断いたします。

※3月16日(月)から授業を再開する場合、給食を提供できるかどうかは現時点では未定であるため、このことについても併せて学校に伝えます。(学校配信メールやホームページ等でお知らせいたします。)

3 3月2日(月)に学校で行うこと

- ・臨時休業中における児童・生徒の学習課題を示します。
- ・学校と家庭との連絡方法をお知らせします。
- ・校内・園内にある荷物の持ち帰りを行います。

4 その他

- ・修了式(幼稚園)及び卒業式については、本日、別途ご連絡します。
- ・休業期間中、適応指導教室も閉室としますが、教育相談室の相談業務は通常通り実施します。また、学童保育や幼稚園預かり保育も実施します。
- ・遊び場開放は、長期休業日と同様に実施します。

[問い合わせ先]

中野区教育委員会事務局学校教育課
電話番号 03(3228)5806
中野区教育委員会事務局指導室
電話番号 03(3228)5589

じどう せいと
児童・生徒のみなさんへ

令和2年3月2日
中野区教育委員会
教育長 入野 貴美子

3月2日（月）から、みなさんの通っている学校を臨時休業
することとなりました。みなさんが楽しい学校生活を送ることが
できなくなってしまい、とても残念に思っています。

今、日本では、新型コロナウイルスによる感染が広がってきて
います。この病気は、たくさんの人が集まることでかかりやすくな
るそうです。このような中、「子どもたちには決して感染を広
げない」「子どもたちの健康と安全を第一に守る」との強い思い
で、国を挙げて行っている取組がこの臨時休業です。

休みの間は、家で過ごすこととなります。しばらく先生や友
達と会えなくなりますが、この病気の広がりがおさまるまでは、
協力をお願いします。

特に、卒業を迎えるみなさんは、友達と過ごす時間が突然少
なくなり、悲しい思いをしている人もいることでしょう。しか
し、このことは、みなさんのこれからずっと先の未来を、そし
て、大切な友達を守るためにも必要なものです。卒業に向けて
みなさんが心を一つにして、乗り越えていくことを期待してい
ます。

1日も早く病気の広がりがおさまり、中野区の学校に通う全て
のみなさんがまた元気に学校へ通えることを待ち望んでいます。